



令和 7 年 1 2 月 1 5 日

三芳町議会議長 細谷光弘 様

提出者 三芳町議会議員 本名 洋

賛成者 同上 増田磨美

賛成者 同上 光下重之

最高裁判決を踏まえた全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を
求める意見書について

三芳町議会会議規則第 14 条の規定により、上記の議案を別紙の通り提出致します。

(提案理由)

2013 年から 2015 年にかけて行われた生活保護費引き下げに対し、最高裁は違法性を認め、保護費の減額処分を取り消す判決を言い渡しました。

本来であれば、国は判決に従い速やかに被害者救済の措置をとるべきところ、新たな減額の数字を提示し、その差額分を支給、更には原告と非原告とで補償額に大きな差を設けるという方針を打ち出しました。これでは問題解決への道がまた遠いものになってしまったと言わざるを得ません。国においては最高裁判決に従い、被害者の人権と生存権が回復されるよう速やかに補償措置することを求めるものです。

最高裁判決を踏まえた全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を
求める意見書（案）

最高裁判所は、本年6月27日、2013年から2015年にかけて行われた平均6.5%、最大10%の生活保護費引き下げについて、その違法性を認め、減額処分を取り消す判決を言い渡しました。判決では、国の生活保護行政が、憲法第13条の「個人の尊厳」、憲法第25条及び生活保護法第3条に定めた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害し続けたことを厳しく断じました。

法治国家において、国は司法が下した判断に従い速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければなりません。しかしながら厚生労働省が専門委員会を設置、検討して示した方針は、原告らが望んだ被害回復と大きくかけ離れたものとなりました。最高裁判決で「違法」とされたデフレ調整とは別な方法による2.49%の再減額を決めたことで、問題解決への道筋はまた見えなくなりました。また原告と非原告で補償額に大きな差を設けたことも問題です。

既に生活保護利用者は、基準引き下げによる長期の影響に加え、物価高騰で生活が一層困難となり、人権と生存権が侵害され続けています。原告1,027名のうち232名が亡くなっており（最高裁判決時）、一刻も早い補償が求められています。国におかれては、生活保護利用者の被害回復のため、以下の項目を速やかに実施するよう求めます。

記

1. 全ての生活保護受給者に減額分を遡及して支給すること
2. 同様の違法行為が二度と繰り返されないよう、生活保護行政の誤りについて検証し再発防止に努めること
3. 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月 日

埼玉県入間郡三芳町議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

法務大臣

財務大臣